看護リハビリセンター こころ 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団金森会が開設する、指定看護リハビリセンター こころ (以下センターという)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業 (以下事業という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営 に関する事項を定め、センターの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士 (以下看護師等という)が、要介護状態 (介護予防にあっては要支援 状態) (以下「要介護者等」という)であり、かかりつけの医師が必要を認めた者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常 生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養 が継続できるように支援する。
 - 2 事業の提供に当たって、センターの看護師等は、要介護者等が可能な限り その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養 生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって 利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

- 第3条 サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名称 看護リハビリセンター こころ
 - ② 所在地 熊本県宇土市築籠町139番地4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 従業者の法令に定める職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 看護師 1名 管理者は、センターの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係わ る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - ② 看護師等 看護師 3名以上(管理者を含む) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数 看護師等は、居宅サービス計画に沿った訪問看護計画書及び訪問看護報告 書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、訪問看護サービス・機能回復訓練に従事する。
 - ② 事務職員等 必要数(委託)事務職員は、必要な事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日~土曜日但し、12月30日~1月3日を除く。
 - ② 営業時間 午前8時30分~午後5時30分
 - ③ 利用者の希望に応じて休日及び営業時間外の活動も行う。
 - ④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥創や創傷の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
 - ① 24時間対応体制

(サービス提供困難時の対応)

第7条 センターは、利用申込者の病状、通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な 指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び居宅 介護支援事業者へ連絡し、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介等必要な 措置を講じる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第8条 センターは、サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 2 センターは、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(利用料等の受領)

- 第9条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示額の利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。法 定代理受領サービス以外のときは、介護報酬告示上の額の支払いを受ける。
- 2 介護保険法に基づいて指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施について、 第10条に規定した通常の実施地域以外の区域で行う指定訪問看護に要した交 通費については、以下の額を徴収する。

又健康保険法の指定訪問看護の実施地域の区域及び実施地域外で行う指定訪問看護に要した交通費については、以下の額を徴収する。

①公共交通機関利用の場合

実 費

② 自家用自動車利用の場合

介護保険:通常の実施の地域を超えた地点から以下の距離に応じて徴収する。

片道 5 km以内

0円

5 km超 10km以内

100円

10km超 15km以内

200円

15km超

300円

- 4 休日にサービスが発生した場合 1,000円
- 5 前項の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サー ビスの内容及び費用について文書で説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、宇土市、熊本市南区一部(富合町、城南町)、 宇城市とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置をとらなければならない。

(健康手帳への記載)

第12条 センターは、提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳に医療の記録に係わるページに必要な事項を記載する。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(基本取扱方針)

- 第13条 センターは、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
 - 2 センターは、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその 改善を図る。

(具体的取扱方針)

- 第14条 サービス提供にあたり、主治医との密接な連携及び居宅サービス計画等に 規定する訪問看護計画(介護予防訪問看護計画書)に基づき、利用者の心身の 機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
 - 2 サービスの提供にあたり、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその 家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導説明を行う。
 - 3 サービスの提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行う。
 - 4 サービスの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びそのお かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導 を行う。
 - 5 特殊な看護等については、これを行わない。

(主治医との関係)

- 第15条 センターの管理者は、主治医の指示に基づき適切なサービスが行われるように必要な管理を行う。
 - 2 センターは、サービスの提供の開始に際し、主治医の指示を文書で受ける。
 - 3 サービスの提供にあたり、主治医に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。) を提出し、密接な連携を行う。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

- 第16条 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標を 達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書(介護 予防訪問看護計画書)を作成する。
 - 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画 の内容に沿って訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成する。
 - 3 看護師等は、作成した訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)を利用 者又はその家族に交付、主要な事項について説明し同意を受ける。
 - 4 看護師等は、訪問費、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。

- 5 センターの管理者は、訪問看護計画 (介護予防訪問看護計画書)及び訪問 看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行う。
- 6 センターは、訪問看護(介護予防訪問看護)に関する計画・記録を整備し、 その完結の日から5年間保存するものとする。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第17条 センターは、看護師等にその同居の家族である利用者に対して、指定訪問 看護の提供をさせてはならない。

(苦情処理)

- 第18条 センターは、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に係る利用者 及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる ものとする。
 - 2 センターは提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 センターは、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用者 からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国 民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じる。
 - ①センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護員等に周知徹底を図る。
 - ③ センターにおける虐待の防止のための指針を整備する。
 - ④ センターにおいて、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ⑤ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 センターは、サービス提供中にセンターの従業員または養護者(利用者の家族利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(衛生管理など)

- 第20条 センターは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 センターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとおもに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 センターは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの対応)

第 22 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においてのハラスメント や、利用者 又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される 事や、サービスの質の低下、信頼 関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(個人情報の保護)

- 第 23 条センターは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情 報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努め るものとする。
 - 2 センターが得た利用者又は家族の個人情報については、センターでの外部への情報提供については利用者又は家族に同意を、あらかじめ書面による得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第24条 看護師等の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、 又、業務体制を整備する。
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団金森 会とセンターの管理者が協議して定めるものとする。

付則 この規定は平成12年4月1日から施行する。 (平成18年4月1日一部改定、同日より施行する。) (平成25年9月9日一部改定、同日より施行する。) (平成27年8月1日一部改定、同日より施行する。) (平成27年10月1日名称変更、同日より施行する。) (令和1年10月16日一部改定、同日より施行する。) (令和6年1月1日一部改正、同日より施行する。) (令和6年4月1日一部改正、同日より施行する。) (令和6年6月1日一部改正、同日より施行する。)